

ケアテルデイサービスセンター ハーブの園会津若松

地域密着型通所介護に関する重要文書

(令和8年 6月 1日)

1. 事業の概要

(1) 事業所の名称

- ・事業所名 ケアテルデイサービスセンター ハーブの園会津若松
- ・開設年月日 平成23年12月 1日
- ・所在地 福島県会津若松市河東町八田字坂ノ上176番地1
- ・電話 090-2367-0027
(FAX0242-23-8230)
- ・事業所管理者 渡部 由夏
- ・介護保険指定番号 0790200521号

(2) 地域密着型通所介護の目的と運営方針

地域密着型通所介護は、看護、介護や機能訓練、その他必要な日常生活のお世話等の介護保険通所介護サービスを提供することで、通所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、家庭での生活が安心してできるように支援することを目的とした事業所です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

地域密着型通所介護の運営方針

事業所は前文の目的を達するため次のことを方針として運営されるものとする。

- ・老人福祉処遇の質の確保と向上に努める。
- ・生活援助の場としての事業所を原則にバランスのとれた処遇に努める。
- ・通所者について、その自立と在宅支援に努める。

(3) 事業所の職員体制

職名	常勤専任	常勤兼務	非常勤
管理者		1	
生活相談員	1	1	
看護師	1	1	
機能訓練指導員	1	1	
介護士	3		

(4) 職員の職務内容は、次のとおりとする。

1. 事業所管理者は、事業所の業務を総括し執行する。
2. 看護職員は、事業所管理者の命を受け利用者の保健衛生並びに看護及び介護業務を行う。
3. 介護職員は、事業所管理者の命を受け利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
4. 生活相談員は、事業所管理者の命を受け利用者等に相談指導業務を行う。
5. 機能訓練指導員は、事業所管理者の命を受け利用者等に対する機能訓練業務を行う。

(5) 地域密着型通所の営業日及び営業時間

1. 通所の営業日は月曜日から土曜日とする。
2. 通所の営業時間は8時30分から17時とする。但しサービス提供時間は9時00分から16時05分とする。

(6) 地域密着型通所定員等

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1. 地域密着型通所介護 | 17名(1単位) |
| 2. デイルーム | 215.3 m ² |

2. サービス内容

- ①地域密着型通所介護サービス計画の立案
- ②食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます)
- ③入浴
- ④看護
- ⑤介護
- ⑥機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦相談援助サービス
- ⑧理美容サービス
- ⑨その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 利用料金

(1) 介護給付の対象となる料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は自己負担1割分です。

① 本料金（1日につき 基本報酬は7時間以上8時間未満となります。）

時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
7時間以上8時間未満	753 円	890 円	1,032 円	1,172 円	1,312 円
6時間以上7時間未満	678 円	801 円	925 円	1,049 円	1,172 円
5時間以上6時間未満	657 円	776 円	896 円	1,013 円	1,134 円
4時間以上5時間未満	436 円	501 円	566 円	629 円	695 円
3時間以上4時間未満	416 円	478 円	540 円	600 円	663 円

＊ 延長サービスは行っておりません。

② 利用者の居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47円が減算されます。

③ 個別機能訓練計画に基づき機能訓練が行われた場合は、56円加算されます。

④ 入浴の提供が行われた場合は、1日につき40円が加算されます。

⑤ 利用者の心身の状況等の情報を国民健康保険中央会に提出し、サービスの提供にあたってサービスを有効に提供するためにLIFE（科学的介護推進体制加算）を活用しているとして1月40円が加算されます。

※個別機能訓練を実施している場合はプラス20円算定になります。

⑥ 当事業所は介護職員の質の向上を目的とした賃金の改善等を実施しているため、①から⑤までにより算出した1月の合計金額の1,000分の125に相当する介護職員処遇改善加算が加算されます。（小数点以下四捨五入）

＊ 介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定には含みません。

(1) 介護保険の対象とならない料金

① 食事の提供が行われた場合は、1食700円をお支払いいただきます。

おやつについては、ご利用者様の嗜好に合わせ提供致します。

尚、その料金については食された数分の料金となります。（1食につき50円）

また、提供票の予定から利用のキャンセルをされた際には、キャンセル料として食材料費350円をお支払いいただきます。

② 倶楽部活動やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げの遊具、ビデオソフトの費用であり、事業所で用意するものをご利用いただく場合に1回50円をお支払いいただきます。

③ 小旅行や観劇等や講師を招いて実施する料理教室に参加された場合は、別途費用をお支払いいただきます。

④ 日常生活品費（非課税）

費 用	金 額
歯ブラシ (1本)	200円
シャンプー (1本)	300円
リンス (1本)	300円
ポリデント (1箱)	1,200円
利用者セット	100円
内訳 タオル	
おしぼり	
エプロン	

(3) 支払方法

毎月7日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払方法は、現金、銀行振込の方法があります。利用契約時にお選び下さい。また、保険料滞納等の場合には事業所へ全額支払っていただき、サービス提供証明書・領収書を交付します。後日保健者市町村の窓口に提示して払い戻しを受けることとなります。

なお、法定代理受領サービスの場合には償還払いとなります。

4. 事業所利用に当たっての留意事項

事業所利用に当たっての留意事項の説明については以下のとおりとする。

・飲酒・喫煙

決められた場所で決められた量をお願いします。喫煙については火気の取扱いに注意し、職員のいる所をお願いします。

・火気の取扱い

施設内への火気の持ち込み及び使用はしないで下さい。

・設備・備品の利用

施設内にある備品等は自由に利用していただいてもかまいません。(テレビや新聞等)

・所持品・備品等の持ち込み

現金や貴重品等はお預かりすることもできますが、本人管理の場合、高額な物を紛失した場合は責任は負えないため、できるだけ控えて下さい。電化製品についても電気使用料がかかりますが持ち込みは可能です。その際は、職員へお尋ね下さい。

- ・金銭・貴重品

本人管理の場合は、高額なお金は紛失した場合責任は負えないため、できるだけ控えて下さい。

- ・宗教活動

本人が行なうことに関しては問題ありませんが、他の利用者への布教活動については禁止します。

5. 非常災害対策

- ・防火設備 消火器
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 事故発生対策

当事業所では、事故発生時には速やかに対応し、ご利用者家族、居宅支援事業所の担当者へ連絡をいたします。また、保険者の指定する行政機関に速やかに連絡します。

8. 虐待防止対策

当事業所では、虐待防止のために虐待防止検討委員会を組織します。委員会では、外部・内部研修を計画し、職員の資質の向上に努めると共に虐待事案の原因分析と再発防止を迅速に行います。また、虐待が発生した場合、市町村に連絡し適正な対応を行います。

9. 賠償責任

介護保険通所介護サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害賠償するものとする。利用者の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合は、利用者は、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

10. 介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

1 1. ケアサービス

当事業所のサービスは、どのような介護サービスをすれば家庭で安心して生活ができるかという地域密着型通所介護サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に係わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分取り入れ、また、計画に内容については同意をいただくようになります。

・看護

地域密着型通所介護は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な看護を行います。

・介護

地域密着型通所介護サービス計画に基づいて実施します。

・機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

1 2. 生活サービス

当事業所は、明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、利用者の立場に立って運営しています。

・食事

昼食 12時00分～13時00分

＊食事は原則として食堂でおとりいただきます。

・入浴

午前中に利用者の心身の状態をチェックした後、入浴となります。

1 3. 他機関・施設との連携

当事業所での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には責任を持って他の機関を紹介いたしますので、ご安心下さい。

1 4. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

15. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

なお、当事業所は生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。（電話 090-2367-0027）

また、当事業所に対する要望や苦情等も、生活相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、正面玄関前に備え付けられた「ご意見箱」をご利用下さい。

- ・ 苦情受付担当者 生活相談員 磯部 成美
- ・ 苦情受付日時 月曜日から土曜日
 8時30分から17時
- ・ 苦情解決責任者 管 理 者 渡部 由夏
- ・ 苦情相談窓口 会津若松市高齢福祉課 介護保険給付グループ 0242-39-1247
 福島県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 024-528-0040

ケアテルデイサービスセンター ハーブの園会津若松

第1号通所事業

通所型サービス（通所介護相当）に関する重要文書

（令和 8年 6月 1日）

1. 事業の概要

（3）事業所の名称

- ・事業所名 ケアテルデイサービスセンター ハーブの園会津若松
- ・開設年月日 平成23年12月 1日
- ・所在地 福島県会津若松市河東町八田字坂ノ上176番地1
- ・電話 090-2367-0027
(FAX 0242-23-8230)
- ・事業所管理者 渡部 由夏
- ・介護保険指定番号 0770201614号

（4）第1号通所事業 通所型サービス（通所介護相当）の目的と運営方針

は、要支援者及び事業対象者を対象として、在宅生活に必要な日常生活動作を高め、社会参加を促すことで、活動的で生きがいのある日常生活を送ることができるよう支援することを目的とした事業所です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

第1号通所事業の運営方針

事業所は前文の目的を達するため次のことを方針として運営されるものとする。

- ・老人福祉処遇の質の確保と向上に努める。
- ・生活援助の場としての事業所を原則にバランスのとれた処遇に努める。
- ・通所者について、その自立と在宅支援に努める。

（3）事業所の職員体制

職名	常勤専任	常勤兼務	非常勤
管理者		1	
生活相談員	1	1	
看護師	1	1	
機能訓練指導員	1	1	
介護士	3		

(4) 職員の職務内容は、次のとおりとする。

1. 事業所管理者は、事業所の業務を総括し執行する。
2. 看護職員は、事業所管理者の命を受け利用者の保健衛生並びに看護及び介護業務を行う。
4. 介護職員は、事業所管理者の命を受け利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
4. 生活相談員は、事業所管理者の命を受け利用者等に相談指導業務を行う。
5. 機能訓練指導員は、事業所管理者の命を受け利用者等に対する機能訓練業務を行う。

(5) 第1号通所事業の営業日及び営業時間

2. 営業日は月曜日から土曜日迄とする。
2. 営業時間は8時30分から17時とする。但しサービス提供時間は9時00分から16時05分とする。

(6) 第1号通所事業の定員等

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1. 第1号通所事業 通所型サービス（相当） | 17名（1単位） |
| 2. デイルーム | 215.3 m ² |

2. サービス内容

- ①第1号通所事業計画の立案
- ②食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
- ③入浴
- ④看護
- ⑤介護
- ⑥機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦相談援助サービス
- ⑧理美容サービス
- ⑨その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 利用料金

(2) 介護保険法に基づく第1号通所事業対象となる料金

実施する各市町村が定める基準によって利用料が異なります。

① 基本料金（1月につき）

項 目		事業対象者・要支援1	要支援2
月 額	1割	1, 798円	3, 621円
	2割	3, 596円	7, 242円
	3割	5, 394円	10, 863円

＊ 延長サービスは行っておりません。

②利用者の心身の状況等の情報を国民健康保険中央会に提出し、サービスの提供にあたってサービスを有効に提供するために LIFE（科学的介護推進体制加算）を活用しているとして1月40円が加算されます。

③当事業所は介護職員の質の向上を目的とした賃金の改善等を実施しているため、①から②により算出した1月の合計金額の1, 000分の125に相当する介護職員処遇改善加算が、1月につき加算されます。（小数点以下四捨五入）

＊ 介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定には含みません。

(3) 介護保険の対象とならない料金

① 食事の提供が行われた場合1食700円をお支払いいただきます。

おやつについては、ご利用者様の嗜好に合わせて提供致します。

尚、その料金については食された数分の料金となります。（1食につき50円）

② 倶楽部活動やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げの遊具、ビデオソフトの費用であり、事業所で用意するものをご利用いただく場合に1回50円をお支払いいただきます。

③ 小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。

④ 日常生活品費（非課税）

費 用	金 額
歯ブラシ (1本)	200円
シャンプー (1本)	300円
リンス (1本)	300円
ポリデント (1箱)	1, 200円

利用者セット	100円
内訳 タオル	
おしぼり	
エプロン	

(3) 支払方法

毎月7日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払方法は、現金、銀行振込の方法があります。利用契約時にお選び下さい。また、保険料滞納等の場合には事業所へ全額支払っていただき、サービス提供証明書・領収書を交付します。後日保健者市町村の窓口に提示して払い戻しを受けることとなります。

なお、法定代理受領サービスの場合には償還払いとなります。

4. 事業所利用に当たっての留意事項

事業所利用に当たっての留意事項の説明については以下のとおりとする。

・飲酒・喫煙

決められた場所で決められた量をお願いします。喫煙については火気の取扱いに注意し、職員のいる所でお願いします。

・火気の取扱い

施設内への火気の持ち込み及び使用はしないで下さい。

・設備・備品の利用

施設内にある備品等は自由に利用していただいてもかまいません。(テレビや新聞等)

・所持品・備品等の持ち込み

現金や貴重品等はお預かりすることもできますが、本人管理の場合、高額な物を紛失した場合は責任は負えないため、できるだけ控えて下さい。電化製品についても電気使用料がかかりますが持ち込みは可能です。その際は、職員へお尋ね下さい。

・金銭・貴重品

本人管理の場合は、高額なお金は紛失した場合責任は負えないため、できるだけ控えて下さい。

・宗教活動

本人が行なうことに関しては問題ありませんが、他の利用者への布教活動については禁止します。

8. 非常災害対策

- ・防火設備 消火器
- ・防災訓練 年2回

9. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10. 事故発生対策

当事業所では、事故発生時には速やかに対応し、ご利用者家族、地域包括支援事業所の担当者へ連絡をいたします。また、保険者の指定する行政機関に速やかに連絡します。

8. 虐待防止対策

当事業所では、虐待防止のために虐待防止検討委員会を組織します。委員会では、外部・内部研修を計画し、職員の資質の向上に努めると共に虐待事案の原因分析と再発防止を迅速に行います。また、虐待が発生した場合、市町村に連絡し適正な対応を行います。

9. 賠償責任

第1号通所事業の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害賠償するものとする。利用者の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合は、利用者は、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

10. 介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

1 1. ケアサービス

当事業所のサービスは、どのような支援をすれば家庭で安心して生活ができるかという介護予防・生活支援サービス事業計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に係わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分取り入れ、また、計画に内容については同意をいただくようになります。

・看護

第1号通所事業は、入院の必要のない程度の要支援者及び事業対象者を対象としていますが、看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な看護を行います。

・介護

第1号通所事業計画に基づいて実施します。

・機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

1 2. 生活サービス

当事業所は、明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、利用者の立場に立って運営しています。

・食事

昼食 12時00分～13時00分

＊食事は原則として食堂でおとりいただきます。

・入浴

午前中に利用者の心身の状態をチェックした後、入浴となります。

1 3. 他機関・施設との連携

当事業所での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には責任を持って他の機関を紹介いたしますので、ご安心下さい。

1 4. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

1 5. 事業の実施地域

事業の実施地域は会津若松市全域とする。

16. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

なお、当事業所は生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。（電話 090-2367-0027）

また、当事業所に対する要望や苦情等も、生活相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、正面玄関前に備え付けられた「ご意見箱」をご利用下さい。

- ・ 苦情受付担当者 生活相談員 磯部 成美
- ・ 苦情受付日時 月曜日から土曜日
 8時30分から17時
- ・ 苦情解決責任者 管 理 者 渡部 由夏